

## 自動払込の利用申込手順のご案内

共済組合掛金等の払込みには、便利で送金手数料のご負担がない「自動払込」のご利用をおすすめしています。

### 自動払込のご利用対象者

ご利用できる方	ご利用できない方
無給休職者等（育児休業復帰者を除く）の方など、 <b>給与から共済掛金が長期間控除されない方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2～3か月以内に復職が予定されている方 自動払込手続完了まで数か月かかるため。</li> <li>・ 既に復職されている方</li> <li>・ 産前産後休業、育児休業中など、単発的に払込取扱票が送付された方</li> </ul>

### 比較表

納入方法	払込取扱票	自動払込(口座引落し)
送金手数料	自己負担(152円) ATMで5万円未満の場合	<b>自己負担なし!</b>
払込み日	当月掛金は、 当月末までに払込み (例)令和3年11月分の掛金 令和3年11月30日まで	当月掛金は、 翌月の給与支給日に引落し (24日が土日祝日の場合は前営業日) (例)令和3年11月分の掛金 令和3年12月24日引落し

### 手続方法

- 手順 お近くの郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で「自動払込利用申込書」を入手し、右ページの「手続きの方法」を見ながら、必要事項を記入
- 手順 郵便局またはゆうちょ銀行の窓口で手続
- 手順 別途、同封の「共済掛金自動払込届出書」を標準報酬・任継担当あてに提出  
ゆうちょ銀行で自動払込受付の手続きが完了するまでに時間がかかる場合があります。それまでは払込取扱票を送付しますので、払込取扱票での払込みをお願いします。  
**ご自身での手続きが困難な場合は、コールセンター(0120-97-8484)までご連絡ください。**

### ! ご注意ください !

- 引落しに指定できる口座は、**給与振込口座**に限ります。
- **自動払込日の前日までに、給与振込口座への入金**をお願いします。  
残高不足や、氏名変更による口座相違等で口座から引落しができなかった場合は、共済組合で自動払込を解除し、**払込取扱票での払込みに変更いたします。**  
再度、自動払込に切り替えるには共済組合へ「共済掛金自動払込届出書」の提出が必要です。
- 退職等年金掛金の納入も1か月遅れとなるため、国家公務員共済組合連合会が管理する退職等年金積立額への付与額(利息等)についても、1か月分遅れて算定されます。  
(参考:令和3年10月～令和4年9月における基準利率は「0.00%」です。)

【照会先】 日本郵政共済組合共済センター 標準報酬・任継担当 : 0120-97-8484(コールセンター)  
〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 (通話料無料)

## 手続きの方法

- 1 郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で「自動払込利用申込書」を入手してください。  
緑色の用紙で2枚綴りのものです(3枚綴りのものもあります)。
- 2 「自動払込利用申込書」に必要事項を記入し、押印します。

- 3 「自動払込利用申込書」を、郵便局又はゆうちょ銀行の窓口へご提出ください。  
ゆうちょ銀行での自動払込の処理及び共済組合での処理に2～3週間かかります。  
「自動払込利用申込書」に不備(印違い等)があった場合は、さらに処理に時間がかかります。  
自動払込の処理が完了するまでは払込取扱票が送付されますので、送付された月については、恐れ入りますが、払込取扱票で払込みください。
- 4 「共済掛金自動払込届出書」を標準報酬・任継担当へ提出してください。  
「自動払込利用申込書」のお客様控えの提出は不要です。

